

我が国最初の写真の保存・修復に関する当研究室では、写真保存用包材、修復用材料などの写真適正試験をはじめ、各種写真の保存条件、展示照明条件などの最適化研究を行っている。また、画像劣化原因の排除など収蔵庫や展示環境における空気質の浄化を含めた保存科学全般にわたる調査研究を行っている。

1. 今年度の研究内容

6月に開催された第37回文化財保存修復学会では「TAC フィルムの劣化挙動の研究 ー 来歴の異なるフィルムと劣化加速度フィルムを比較してー」について報告した。

写真のフィルムベースとして、最も一般的に使われてきたTAC（トリアセテートセルロース）は、ビネガーシンドロームと呼ばれる加水分解を引き起こす性質がある。高温多湿の我が国では、非常に多く見られる劣化現象である。またフィルムから発生した酢酸ガスが同空間内で蓄積されると、自触媒作用によってさらにこの劣化現象は促進する。

日本写真保存センターの調査員との共同実験では、すでに劣化が始まっている写真フィルムの長期保存や劣化要因の排除を目的に、環境設定などを検討している。収蔵前の写真原板の保管環境は様々であることから、測定数を増やしてA-Dストリップ（以下ADSとする）に対する酢酸ガスの放散量の振れ幅を調査した。さらに保存箱の使用期間の算出、あるいは周りの環境への影響調査、劣化したフィルムの酢酸ガスの除去方法や修理方法の活用のために、劣化フィルムを人工的に作製するレシピを検討した。

東日本大震災では、津波による微生物が膨大な写真資料に深刻な問題を引き起こした。紙本・写真修復家、東京文化財研究所名誉研究員と共に、被災写真資料の救済を検討している。

今年度は、新たに容易に手に入り、かつ写真に影響がない界面活性剤として寄与する溶媒の検討と、この溶媒におけるチアゾリン系混合溶液含有防霉剤の最小濃度を求めた。また広く食品業界のクリーンルームや病院の空調システムに使用されている殺菌・酵素フィルタの活用を検討した。このフィルタは、細菌などの微生物やカビの菌糸を死滅させるために、フィルタを構成する素材に溶菌作用を持つ天然酵素を固定化してある。酵素自体は消費されないため、長期にわたりその効果は持続するという。PAT試験（Photographic Activity Test=写真活性度試験）には合格したため、写真分野への活用が期待できる。

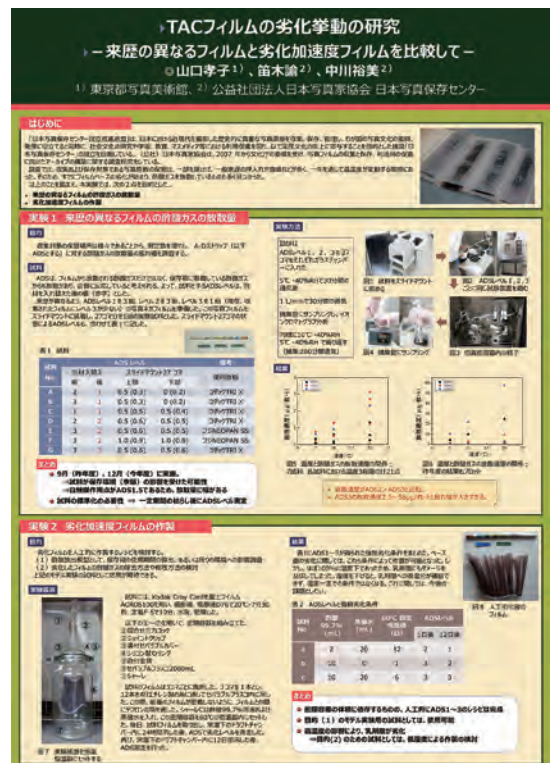
これらの結果は、2016年5月に開催される2016 Joint Annual Meeting & Conference of the American Institute for Conservation and the Canadian Association for Conservationで報告予定である。

また、日本大学、東京国立博物館、写真保存修復家と共に「日本国内における銀板写真（ダゲレオタイプ）の保存に関する悉皆基礎調査と持続可能型保存ネットワークの構築に関する研究」

を立ち上げ、調査を開始した。

2. 教育・普及活動

館内のみならず、外部からの写真保存に関する問い合わせに応じることも、当研究室の重要な業務となっている。PAT試験、ストロボの写真への影響、汚染ガスの吸着、フィルム等の質問が寄せられた。その他、博物館学実習、日本写真学会主催のセミナーや日本写真学会誌への執筆、日本写真保存センターの委員の活動を通じて、写真保存の教育普及をおこなっている。



3. 収蔵作品の保存環境整備

現在、大規模改修工事に伴い、全収蔵作品は外部美術倉庫に移送されているが、今年度も購入・寄贈・寄託により作品が新たに収蔵され、材質を含めた適切な保存箱の選定や作製、収蔵処理は継続して行われている。外部美術倉庫においても、データロガーの設置と温湿度のモニタリング、月1回の害虫生息状況調査、年2回の菌類の生息状況調査、パッシブインジケータ®（酢酸・アンモニア）による空気質の検査は実施している。

図書室

写真・映像に関する専門図書室として、国内外で出版された写真集を中心に、評論、写真史・映像史、技法書、一般美術書、展覧会カタログ、専門雑誌、美術館ニュース、ちらしなどの収集、整理、保存を行い、一般に公開している。美術館活動を支援するための調査・研究に必要な資料・情報の提供も行っている。

平成20年4月より国立情報学研究所(NII)の総合目録データベースNACSIS-CATに参加し、全国の大学図書館、専門図書館等が使用している、より詳細で標準化された書誌データをインターネット上の蔵書検索ページに公開している。

また美術図書館横断検索ALC (Art Libraries' Consortium)の参加館となっており、近郊の美術図書館(9館)の蔵書を横断的に検索することも可能である。

平成26年4月からは、クラウド版図書館システムの導入とともに図書室HPがリニューアルしたことを受け、より分かりやすく使いやすい蔵書検索ページになったことに加え、これまでシステム上実現出来なかったインターネット上での雑誌検索も可能となった。

1. 収集

所蔵資料数
図書(冊数)

	購入	寄贈	合計
和書	9,673	19,014	28,687
洋書	8,986	4,727	13,713
合計	18,659	23,741	42,400

逐次刊行物(タイトル数)

和雑誌	1,404
洋雑誌	356
合計	1,760

2. 整理

当室ではシステムのリプレイス後の平成20年より、データ登録をはじめ受入より装備、配架までの整理業務をすべて自館で行っている。

平成27年度登録冊数

	購入	寄贈	合計
和書	238	560	798
洋書	101	471	572
合計	339	1,031	1,370

	購入	寄贈	合計
和雑誌	228	1,267	1,495
洋雑誌	196	93	289
合計	424	1,360	1,784

3. 保存

破損等のある資料の製本・修復(外部委託)をすることによりその保全を図った(221冊)。また、中性紙箱・保存用封筒等を活用し保存に努めた。

4. サービス業務

※平成26年9月24日(水)からの改修工事に伴う休館により閲覧、複写、レファレンス等のサービスを休止中。(所蔵資料は外部倉庫で保管)

5. 平成27年度利用統計

	Web版OPAC訪問数
4月	941
5月	861
6月	1,088
7月	1,113
8月	947
9月	865
10月	785
11月	766
12月	700
1月	911
2月	919
3月	820
合計	10,716

● その他

- (1) 展覧会への貸出は1件8冊であった。(前年度からの引き続き)
- (2) 図書室への見学は1件であった。
- (3) ALC参加館間で刊行物交換を実施した。
- (4) 江戸東京博物館「浮世絵から写真へ：視覚の文明開化」展に合わせて、同館7階図書室で開設された特集コーナー「写真の魅力発見！」(平成27年10月6日～12月13日)の選書等に協力した。



外部倉庫 資料保管棚



展覧会への貸出「明星大学貴重書コレクション展：
ペリー、リンカーン、ケネディの挑戦」(平成27年3月20日～9月30日)



江戸東京博物館図書室 特集コーナー「写真の魅力発見！」
(平成27年10月6日～12月13日)

支援会員

1 設立の目的

東京都写真美術館は、日本における写真・映像文化の中心的役割を果たしていくとともに、世界との交流の輪を広げ、国際的な文化交流の拠点となるよう、また開かれた参加型の美術館として広く皆様から愛される美術館となるよう努めている。具体的には、開館以来、日本及び海外の優れた写真・映像作品をさまざまな視点から捉えた展覧会を行ったり、講演会やフロアレクチャー、ワークショップ、スクールプログラム等による教育普及活動、写真の保存に関する研究などに取り組んでいる。

これらの役割を果たしていくためには、もとより都立美術館として基本的な運営費は東京都が支えるものであるが、さらに広く各方面からのご支援・ご援助を賜ることにより、より多彩に充実した活動を展開していくことができるという趣旨のもとに支援会員制度を設立した。

2 支援会員募集要項

(1) 募集対象

企業・学校・団体 等

(2) 支援会費

1口 30万円

※支援会費の取り扱いについては「会費（協賛金）」または「寄附金」を選択

特別賛助会員：10口以上

特別支援会員：5口以上

支援会員：1口以上

(3) 支援会員入会申込先

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-12

東京都写真美術館リニューアル準備室 支援会員担当

TEL 03-3251-3700

FAX 03-6206-9550

3 支援会員の主な特典

<会費（協賛金）の場合>

(1) 顕名

支援会員名を館内に掲示するとともに「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」及びホームページに掲載する。



支援会員顕名板

(2) 主催展覧会への招待

主催各展覧会の招待券および図録を進呈する。

(3) 展覧会特別鑑賞会への招待

オープングレセプション、特別鑑賞会へ招待する。

(4) 支援会員向けイベントへの招待

支援会員限定のセミナー、企業交流会、ギャラリートーク、バックヤードツアー等へ招待する。

(5) 情報提供

「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」等、出版物を送付する。また、催事について事前に情報を提供する。

(6) 館長および当館関係者との懇談

写真映像文化振興支援協議会主催の懇談会を随時開催する。

<寄附金の場合>

(1) 公益財団法人に対する寄附金として、税制上の優遇措置が適用される。

(2) 展覧会招待券の進呈を除く、上記特典を提供する。

4 支援会費の主な用途

支援会費は東京都写真美術館の次のような活動に充当している。

(1) 写真・映像収蔵品の充実

国内や海外の写真作品等の購入に充当し、収蔵品の充実をはかる。

(2) 新進作家の発掘と育成

国内・海外で発表される作品の調査研究等の活動を通して新進作家を発掘し、作品発表の場を提供してその育成を支援する。

(3) 企画展開催の支援

自主企画展、収蔵展等（市民参加型展示会等を含む）の充実をはかる。

(4) 国際交流事業の支援

海外各国の写真美術館等との交流を深め、国際シンポジウムの開催等、国際交流活動を促進する。

(5) 教育普及活動、対外サービス活動の支援

スクールプログラム、ワークショップ、ライブラリー活動等の対外サービス活動を支援する。

(6) 国内関係先との交流の支援

国内の関係美術館等との交流や巡回展を活発化する。

(7) あ・ら・かるちゃー事業の支援

渋谷、恵比寿、原宿地域の美術館・博物館等の文化施設連携事業を支援する。

(8) 支援会員向けイベントの開催

支援会員限定のセミナー、企業交流会、ギャラリートーク、バックヤードツアー等の活動を支援するとともに、支援会員の皆様方を中心とする写真映像文化振興支援協議会懇談会、総会、理事会を開催する。

5 写真映像文化振興支援協議会

本協議会は平成13年度に「写真・映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、東京都写真美術館の活動を支援すること」を目的として設立された団体であり、現在下記の事業を展開している。

なお、平成22年4月に財団法人東京都歴史文化財団が公益財団法人として発足したのを機に、従来の「維持会員」から「支援会員」へと名称を変更した。

(1) 平成27年度事業報告

(ア) 東京都写真美術館支援会員の新規会員獲得は休館中のため難しく、会員の維持継続に力を傾注した。新規入会は1法人で、平成27年度の総会員数は260法人（平成28年3月末現在256法人）であった。また、平成22年度より、支援会費については会費（協賛金）又は寄附金の選択制を導入した。その結果、会費（協賛金）が約89%、寄附金が約11%となった。

(イ) 支援会員名を写真美術館リニューアル準備室正面玄関ロビー顕名板に掲げるとともに、「写真美術館ニュースeyes（アイズ）」並びにホームページに掲載した。

(ウ) 支援会員に対して、主催展覧会への招待、オープニングレセプション・特別鑑賞会・内覧会への招待を行った。また、展覧会図録・出版物の配布を行った。

(エ) 平成27年度理事会を平成27年7月7日に開催するとともに、同日、支援会員・協賛企業等懇談会及び「世界報道写真展2015」の鑑賞を池袋の東京芸術劇場で行った。後日、理事会の決議事項等を郵送し、支援会員への報告を行った。また、平成27年10月に中間事業報告書、平成28年5月頃に平成27年度年報を送付することとした。

(オ) 平成27年度より、会員企業様の文化活動の紹介と見学および会員相互の交流を目的として企業交流会を実施した。

第一回：平成27年6月10日

「株式会社竹中工務店（エークウッド）」

第二回：平成27年10月16日

「株式会社資生堂 企業資料館、アートハウス及び掛川工場」

において開催した。

(カ) 自主企画展「第8回恵比寿映像祭 動いている庭」について、開催経費支援を行った。

(キ) 当館のコレクションの充実を図るため、次の作品及び資料を購入した。

Sir John Fredrick William HERSCHELの「A cave in the cliff on beach, Dawlish, Devon」1点を購入した。この作品は写真発明者のハーシェルがカメラ・ルシーダを用いて描いた風景画で最初期のものと考えられ、写真発明史において重要な作例である。

(ク) あ・ら・かるチャー、スクール・プログラムについての支援を行った。



懇談会で挨拶する刃谷理事長



支援会員・協賛企業等懇談会



第1回企業交流会
(株式会社竹中工務店 東京本社)



第2回企業交流会
(株式会社資生堂企業資料館)



第2回企業交流会
(株式会社資生堂掛川工場)



写真映像文化振興支援協議会 理事会

(2) 理事会

協議会の理事会は以下の理事で構成されている。

(平成28年3月31日現在) (社名50音順)

名誉顧問

滝川 精一 写真映像文化振興支援協議会 元理事長
キヤノン販売株式会社 (現キヤノンマーケティングジャパン株式会社) 元社長

特別顧問

末吉 哲郎 写真映像文化振興支援協議会 前専務理事
日本経済団体連合会 元関西事務所長

理事長

刈谷 道郎 株式会社ニコン 相談役 (前代表取締役会長)

理事

小川 治男 オリンパス株式会社 取締役 常務執行役員
田中 稔三 キヤノン株式会社 副社長
坂田 正弘 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 社長
藤原 浩 コダック合同会社 社長
村上 隆男 サッポロホールディングス株式会社 相談役
魚谷 雅彦 株式会社資生堂 社長
北島 義俊 大日本印刷株式会社 社長
足立 直樹 凸版印刷株式会社 会長
古森 重隆 富士フイルム株式会社 会長
三浦 善司 株式会社リコー 社長
赤羽 昇 リコーイメージング株式会社 社長

監事

三枝 稔 株式会社ブロードリンク 最高顧問
朝日生命保険相互会社 元取締役専務執行役員

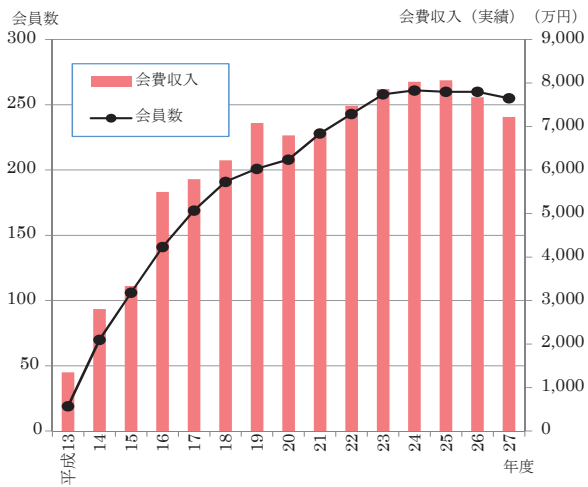
専務理事

大村 英正 東京都写真美術館 参与

事務局長

伊勢 由夫 東京都写真美術館 主幹

支援会員数と会費収入の推移



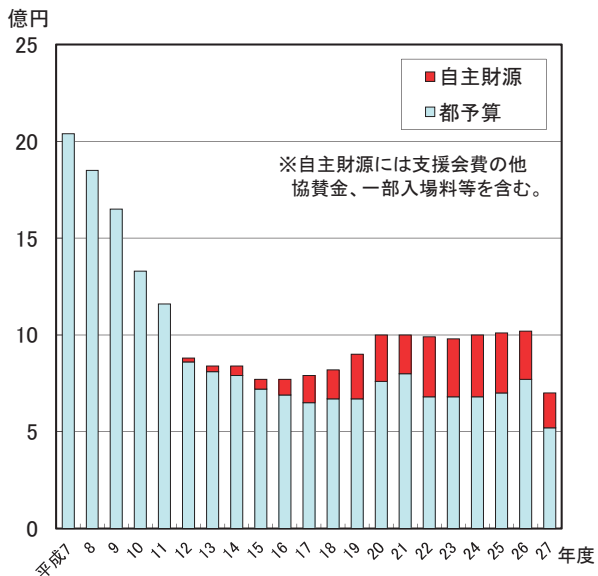
[支援会費の取り扱いについて]

21年度までは会費

22年度より会費と寄附金の二本立て（公益財団法人移行のため）

会費：22年度まで内税、23年度より外税 寄附金：不課税

予算額に占める自主財源の割合



(特別賛助会員)

キャノン株式会社
株式会社資生堂
株式会社ニコン

(特別支援会員)

株式会社キタムラ
キャノンマーケティングジャパン株式会社
大日本印刷株式会社
凸版印刷株式会社
富士フイルム株式会社
株式会社リコー

(支援会員)

株式会社 I & S B B D O
株式会社 A O I P r o .
株式会社アサツー ディ・ケイ
旭化成株式会社
朝日新聞社
株式会社朝日新聞出版
朝日生命保険相互会社
アサヒグループホールディングス株式会社
朝日放送株式会社
アスクル株式会社
株式会社アートよみうり
株式会社アマナ
株式会社岩波書店
ウェスティンホテル東京
株式会社潮出版
内田写真株式会社
株式会社栄光社
株式会社エスジー
株式会社ADKアーツ
NECディスプレイソリューションズ株式会社
株式会社NHKアート
NHK営業サービス株式会社
株式会社NHKエデュケーション
株式会社NHKエンタープライズ
株式会社NHKグローバルメディアサービス
株式会社NHK出版
株式会社NHKビジネスクリエイト
株式会社NHKプロモーション
株式会社NHKメディアテクノロジー
株式会社NTTデータ
NTT都市開発株式会社
エプソン販売株式会社
エルメス財団
株式会社Office Mam
オリックス株式会社
オリバス株式会社
株式会社オンワードホールディングス
花王株式会社
カシオ計算機株式会社
鹿島建設株式会社
株式会社KADOKAWA
カトーレック株式会社
神奈川新聞社
カルピス株式会社
株式会社キクチ科学研究所
キッコーマン株式会社
株式会社紀伊國屋書店
ギャラリー小柳
共同印刷株式会社
一般社団法人共同通信社
協和発酵キリン株式会社
株式会社久米設計
興亜硝子株式会社
株式会社弘亜社
株式会社廣済堂
株式会社講談社
株式会社光文社
株式会社国書刊行会
株式会社コスモインターナショナル
株式会社コーセー
コダック合同会社
小山登美夫ギャラリー株式会社
株式会社ザ・アール
サッポロ不動産開発株式会社
サッポロホールディングス株式会社
三機工業株式会社
産経新聞社
サントリーホールディングス株式会社
株式会社サンライズ
株式会社ジェイアール東日本企画
J S R 株式会社
J X ホールディングス株式会社
ジェイティービー印刷株式会社
株式会社シグマ
株式会社実業之日本社

信濃毎日新聞社
株式会社写真弘社
写真の学校/東京写真学園
シャネル株式会社
株式会社集英社
株式会社主婦と生活社
株式会社主婦の友社
株式会社小学館
松竹株式会社
信越化学工業株式会社
株式会社新潮社
株式会社スタジオアリス
株式会社スタジオエムジー
株式会社スタジオジブリ
スターズ出版株式会社
住友化学株式会社
住友生命保険相互会社
株式会社スリーポンド
株式会社生活の友社
セイコーホールディングス株式会社
株式会社青春出版社
成美製版株式会社
積水ハウス株式会社
全日本空輸株式会社
ソニー株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
第一生命保険株式会社
第一法規株式会社
株式会社ダイケングループ
大成建設株式会社
株式会社大丸松坂屋百貨店
大和証券株式会社
有限会社タカ・イシイギャラリー
高砂熱学工業株式会社
株式会社高島屋
株式会社宝島社
株式会社竹中工務店
玉川大学芸術学部
株式会社タムロン
株式会社丹青社
株式会社中央公論新社
中外製薬株式会社
帝人株式会社
株式会社TBSテレビ
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
株式会社テレビ朝日
株式会社テレビ東京
電源開発株式会社
株式会社電通
株式会社電通テック
東亜建設工業株式会社
東映株式会社
東急建設株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
東京急行電鉄株式会社
東京工芸大学
東京新聞・中日新聞社
株式会社東京スタデオ
東京造形大学
東京総合写真専門学校
東京テアトル株式会社
東京都競馬株式会社
株式会社東京ドーム
株式会社東京ニュース通信社
株式会社東京美術倶楽部
(学)専門学校 東京ビジュアルアーツ
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
株式会社東芝
東宝株式会社
株式会社東北新社
株式会社東洋経済新報社
東洋熱工業株式会社
株式会社トキワ
株式会社徳間書店
戸田建設株式会社
株式会社トータルプランニングオフィス
トヨタ自動車株式会社
株式会社トロンマネージメント
株式会社ニコイメージングジャパン
日外アソシエーツ株式会社
日油株式会社
日活株式会社
株式会社日経BP
日光ケミカルズ株式会社
日産自動車株式会社
株式会社日本カメラ社
日本空港ビルデング株式会社
日本経済新聞社
株式会社日本広告社

公益社団法人日本広告写真家協会
日本コルマー株式会社
株式会社日本色材工業研究所
日本写真印刷株式会社
公益社団法人日本写真家協会
公益社団法人日本写真協会
日本写真芸術専門学校
一般社団法人日本写真文化協会
日本大学芸術学部
日本たばこ産業株式会社
日本テレビ放送網株式会社
株式会社ニッポン放送
日本ロレックス株式会社
株式会社ニューアートディフュージョン
ノーリツ鋼機株式会社
株式会社博報堂
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ
株式会社博報堂プロダクツ
株式会社パス・コミュニケーションズ
株式会社ハースト婦人画報社
バナソニック株式会社
株式会社バラゴソ
パリ ミキ
びあ株式会社
ビービーメディア株式会社
北海道 写真の町東川町
東日本旅客鉄道株式会社
光写真印刷株式会社
株式会社美術出版社
株式会社日立製作所
株式会社日立物流
株式会社ビックカメラ
株式会社ビデオプロモーション
ヒノキ新業株式会社
株式会社ピラミッドフィルム
株式会社ファーストリテイリング
富国生命保険相互会社
富士重工業株式会社
株式会社フジテレビジョン
富士電機株式会社
株式会社双葉社
株式会社ブラザクリエイト
株式会社プリンスホテル
株式会社ブルーヒルズ
株式会社フレームマン
株式会社文化工房
株式会社文藝春秋
株式会社ベネッセホールディングス
ベルボン株式会社
北海道新聞社
株式会社ホテルオークラ東京
株式会社堀内カラー
本田技研工業株式会社
毎日新聞社
株式会社マガジンハウス
マミヤ・デジタル・イメージング株式会社
丸善株式会社
株式会社マングラム
株式会社みずほ銀行
三井住友海上火災保険株式会社
三井住友信託銀行株式会社
三井倉庫ホールディングス株式会社
三井不動産株式会社
株式会社三越伊勢丹 三越恵比寿店
三菱地所株式会社
三菱製紙株式会社
三菱倉庫株式会社
三菱電機株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社三井物産
武蔵大学
明治安田生命保険相互会社
森ビル株式会社
ヤマトロジスティクス株式会社
横河電機株式会社
株式会社吉野工業所
株式会社ソドバシカメラ
読売新聞社
ライオン株式会社
ライカカメラジャパン株式会社
リコーイメージング株式会社
リシュモン ジャパン株式会社 モンブラン
株式会社良品計画
株式会社ロケット
株式会社ワコウ・ワークス・オブ・アート
株式会社ワッツ オブ トーキョー

カフェ／ミュージアムショップ

平成27年度は大規模改修工事に伴う休館のため、カフェ及びミュージアムショップの運営は休止した。

リニューアル・オープン後のカフェ及びミュージアムショップの店舗運営事業者については公募することとし、応募者から提出された企画提案内容に対する審査会を平成28年2月に開催し、それぞれの店舗運営事業者が選考された。

カフェ

リニューアル・オープン後のカフェの方向性

1階エントランスホールに面し、よりアクセスしやすくなったカフェには、約14㎡のオープンデッキがあり、魅力あるメニューと心地良い雰囲気の中でのくつろぎを提供する。

また、開催される展覧会や映画にあわせて、トークの開催やオリジナルメニューを提供するなど、館の事業とも連携した展開を図る。

さらに、個性ある店舗運営で、来館者だけでなく恵比寿界隈を訪れるお客様を引き付け、多くのお客様が行き交う魅力ある店舗を目指す。



イメージ図

ミュージアムショップ

リニューアル・オープン後のミュージアムショップの方向性

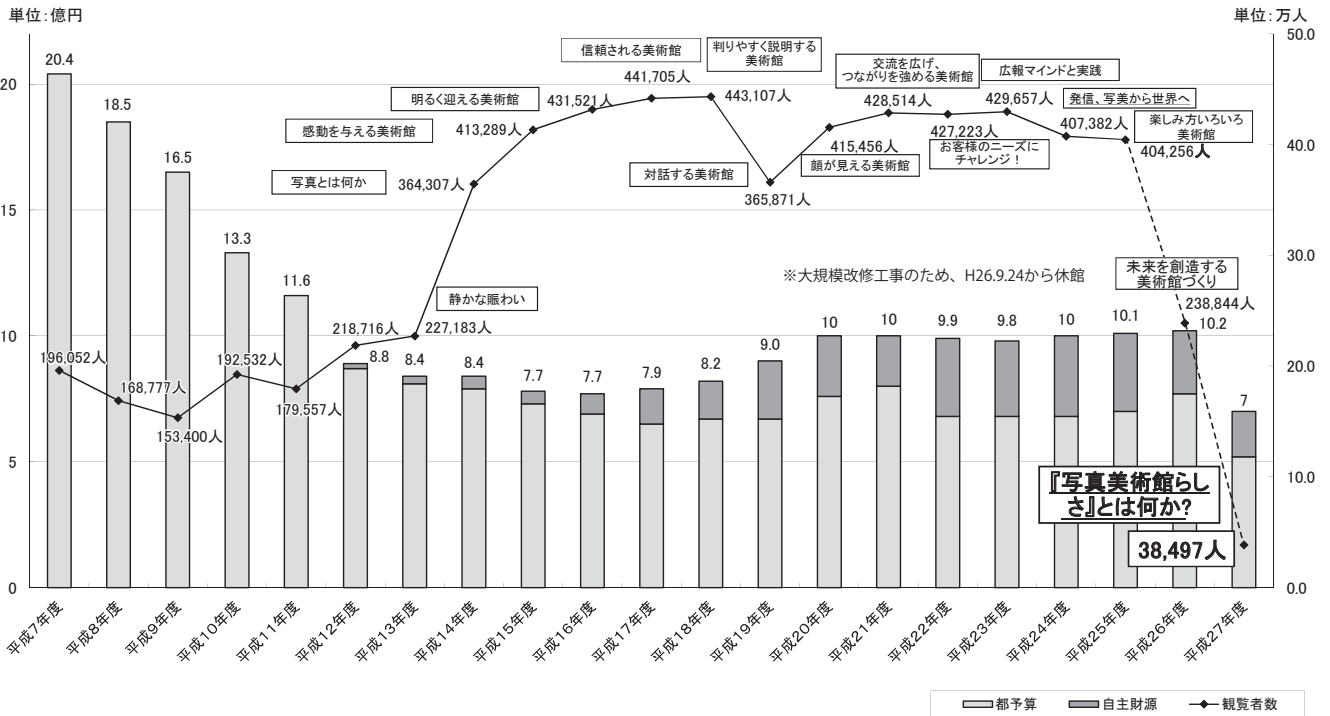
単なる物品販売施設とするのではなく、オリジナリティーにあふれ、しかもハイセンスな品揃えでお客様に楽しんでいただけるよう従来のショップ像にとどまらない創意工夫と、新たなニーズに対応したミュージアムショップを目指す。

写真・映像展の図録や写真・映像関係の専門書籍、時代を先取りする豊富な品揃えのミュージアム・グッズなどを取りそろえとともに、当館での展覧会や映画にあわせた図録や書籍・グッズの特設コーナーも設ける。



イメージ図

年間予算額と観覧者数の年度別推移



平成27年度 入館者数内訳

【単位: 人】

事項	収蔵展	自主企画展	誘致展	実験劇場	観覧者合計	その他入館者						その他入館者合計	入館者総合計
						展示会 関連 講演会	ワーク ショップ	スクール プログラム	ギャラリ ー トーク	図書室	アトリエ		
4月					0			18				18	18
5月					0							0	0
6月					0		21	209				230	230
7月					0		15	136				151	151
8月					0		24	6				30	30
9月					0		0	240				240	240
10月					0		6	177				183	183
11月					0		19	117				136	136
12月					0			62				62	62
1月					0			13				13	13
2月		38,497			38,497	1,700		96	49			1,845	40,342
3月					0		28	26				54	54
合計	0	38,497	0	0	38,497	1,700	113	1,100	49	0	0	2,962	41,459

平成27年度 マスコミ等掲出状況

【単位：件】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
T V・ラジオ 放送件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8	0	1
新聞 掲出件数	6	3	5	1	1	8	7	3	5	6	14	8	67
雑誌等 掲出件数	8	6	18	4	7	3	6	5	5	13	25	6	106
ホームページ アクセス件数	160,202	160,928	162,901	156,704	149,535	150,261	150,017	149,879	150,466	169,077	271,887	107,904	1,939,761

平成27年度 ボランティア活動状況

【単位：人】

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録者数	54	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67
活用事業 実施回数	0	0	6	4	3	4	5	3	1	0	47	1	74
延活動者数	0	0	34	38	13	23	27	15	5	0	76	6	237
研修実施 回数	0	3	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
研修 参加者数	0	13	71	0	0	56	0	0	0	0	47	0	140

平成27年度 収蔵作品・資料貸出一覧

貸出先	展覧会タイトル	展覧会会期	貸出期間	点数
高知県立美術館	ゴッホ・ピトウーンス：子どもを通して見る世界	平成27年4月5日(日)～6月7日(日)	平成27年3月22日(日)～6月18日(木)	14
Museum Folkwang	Conflict, Time, Photography	平成27年4月10日(金)～7月5日(日)	平成26年11月17日(月)～平成27年11月5日(木)	7
Staatliche Kunstsammlungen Dresden		平成27年7月31日(金)～10月25日(日)		
The Museum of Fine Arts, Houston	For A New World to Come: Experiments in Japanese Art and Photography, 1968-1979	平成27年3月7日(土)～7月12日(日)	平成26年1月15日(木)～平成28年2月25日(木)	22
Grey Art Gallery, NYU		平成27年9月1日(火)～12月7日(月)		
Japan Society Gallery		平成27年10月9日(金)～平成28年1月10日(日)		
明星大学資料図書館内明星ギャラリー	明星大学貴重書コレクション展 ベリー、リンカーン、ケネディの挑戦	平成27年3月20日(金)～9月30日(水)	平成27年3月10日(火)～10月2日(金)	8*
黒部市宇奈月国際会館・セレネ美術館	黒部今昔ー冠松次郎と現在の黒部	平成27年4月22日(水)～7月20日(月・祝)	平成27年4月17日(金)～7月28日(火)	61
森美術館	シンプルなかたち展：美はどこからくるのか	平成27年4月25日(土)～7月5日(日)	平成27年4月10日(金)～7月16日(木)	2
NTTインターコミュニケーションセンター	オープン・スペース 2015	平成27年5月23日(土)～平成28年3月6日(日)	平成27年5月13日(水)～平成28年3月16日(水)	1
東京都現代美術館	きかんしゃトーマスとなかまたち	平成27年7月18日(土)～10月12日(月・祝)	平成27年6月5日(金)～10月26日(月)	1
Getty Museum	Ishiuchi Miyako: Post War Shadows	平成27年10月6日(火)～平成28年2月21日(日)	平成27年9月4日(金)～平成28年3月11日(金)	1
東京都現代美術館	第6回東京アートミーティング TOKYO-見えない都市を見せる	平成27年11月6日(金)～平成28年2月14日(日)	平成27年10月23日(金)～平成28年2月19日(金)	1
広島市現代美術館	被爆70周年：ヒロシマを見つめる 三部作 第3部ふぞろいなハーモニー	平成27年12月19日(土)～平成28年3月6日(日)	平成27年12月5日(土)～平成28年3月11日(金)	6
Tate Modern	Throwing Shadows: Japanese Expanded Cinema in the Time of Pop	平成28年1月22日(金)～1月24日(日)	平成27年12月15日(火)～平成28年1月25日(月)	2
熊本市現代美術館	川内倫子展 川が私を受け入れてくれた	平成28年1月23日(土)～3月27日(日)	平成28年1月15日(金)～4月19日(火)	44
第45回ロッテルダム国際映画祭 (45th IRFF)	Throwing Shadows: Japanese Expanded Cinema	平成28年1月28日(木)～1月31日(日)	平成28年1月26日(火)～2月29日(月)	1
クロニクル、クロニクル！実行委員会	クロニクル、クロニクル！	平成28年1月29日(金)～2月21日(日)	平成28年1月22日(金)～2月28日(日)	1
北海道近代美術館	映像ミュージアム2016 「フィオナ・タンどこにいても客人として」	平成28年3月12日(土)～3月13日(日)	平成28年3月9日(水)～3月18日(金)	1

*は図書資料

平成27年度 研究者受入実績

所属	学年	人数	期間
ヒルデスハイム大学		1	平成27年8月1日～11月30日

平成27年度 展覧会別入場者数

【単位：人】

		展覧会名	会期	開催日数	総入場者
自主企画展	1	第8回恵比寿映像祭	2/11-2/20	10日間	38,497
		内訳			
		収蔵展			0
		自主企画展			38,497
		誘致展			0
		実験劇場他 イベント			0
		上映			0
		その他イベント			0
		合計			38,497

※大規模改修工事のため、平成27年度は休館。ただし、第8回恵比寿映像祭は実施した。

平成27年度 東京都写真美術館予算概要

公益目的事業会計

(旧振興・一般会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		76,787
入場料		2,007
参加料		780
協賛金		74,000
受取負担金		89,000
受取東京都負担金		89,000
経常収益計		165,787
経常費用		
事業費	170,442	
(ワークショップ)	6,262	
(スクールプログラム)	814	
(旧一般事業管理)	175	
(展覧会事業)	111,240	
(写真・映像振興事業)	1,000	
(支援会員)	21,989	
(あ・ら・かるチャー)	1,050	
(固定資産購入)	10,000	
(旧振興事業管理)	100	
(20周年記念事業(展覧会準備))	2,217	
(20周年記念事業(国際交流準備))	4,222	
(20周年記念事業(20周年誌準備))	5,973	
(20周年記念事業(サインの作成))	1,300	
(記念式典準備)	3,100	
(コミッションワーク)	1,000	
経常費用計	170,442	
当期経常増減額		△ 4,655
他会計振替額		
収益事業等会計振替額(旧付帯会計)		255
当期正味財産増減額		△ 4,400
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		△ 4,400

(旧受託会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
受託収益		519,146
管理運営受託収益		519,146
雑収益		10,058
退職給付繰入額		9,958
雑収益		100
経常収益計		529,204
経常費用		
事業費	524,999	
(美術館維持管理)	81,917	
(情報システム)	27,719	
(図書室の運営)	11,283	
(保存科学研究室)	1,730	
(調査研究)	1,252	
(貸出施設の運営)	2,748	
(広報事業)	27,888	
(作品資料収集事業)	19,560	
(事業人件費)	185,438	
(収蔵作品の購入)	50,000	
(美術館管理運営)	28,611	
(退職給付)	6,481	
(移転中経費)	78,618	
(展覧会準備)	1,754	
経常費用計	524,999	
当期経常増減額		4,205
他会計振替額		
収益事業等会計振替額(旧付帯会計)		0
当期正味財産増減額		4,205
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		4,205

収益事業等会計

[単位：千円]

(旧振興・一般会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		
出版物販売(旧振興)		1,050
出版物販売(旧一般)		0
経常収益計		1,050
当期経常増減額		1,050
経常費用		
事業費	795	795
(展覧会事業・旧振興)		
経常費用計	795	795
当期経常増減額		255
他会計振替額		
公益目的事業会計振替額(旧振興)		△ 255
公益目的事業会計振替額(旧一般)		0
当期正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0

(旧受託会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
受託収益		896
管理運営受託収益		896
経常収益計		896
経常費用		
事業費	996	996
(展覧会事業)	100	
(事業人件費)	896	
経常費用計	996	996
当期経常増減額		△ 100
他会計振替額		
公益目的事業会計振替額(旧受託会計)		0
当期正味財産増減額		△ 100
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		△ 100

(旧付帯会計)

1 経常増減の部		
経常収益		
事業収益		
商品販売		60
画像使用手数料		100
経常収益計		160
経常費用		
事業費	160	160
(ミュージアムショップ等)	10	
(事業管理)	150	
経常費用計	160	160
当期経常増減額		0
他会計振替額		
公益目的事業会計振替額(旧一般会計)		0
当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0

●東京都写真美術館条例

平成2年3月31日
条例第20号

東京都写真美術館条例を公布する。
○東京都写真美術館条例

(設置)

第1条 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田1丁目13番3号に設置する。

(事業)

第2条 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 2 写真等に関する調査及び研究に関すること。
- 3 写真等に関する図書収集、保管及び利用に関すること。
- 4 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。
- 5 館の施設の提供に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間)

第3条 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(作品等の特別閲覧)

第4条 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 作品等の管理上支障があると認められるとき。
- 3 館の管理上支障があると認められるとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(特別閲覧料)

第5条 前条第1項の規定により承認を受けた者は、別表第1に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

第6条 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 館の管理上支障があると認められるとき。

- 3 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(利用料金)

第7条 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)及び収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)を閲覧しようとする者は、指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第8条 指定管理者は、規則で定めるときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第11条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 1 使用の目的に違反して使用したとき。
- 2 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 3 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 4 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。
- 5 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 1 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第16条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 1 第2条各号に掲げる事業に関する業務
 - 2 館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
 - 3 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- 2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。
- 1 第4条第1項の規定により、特別閲覧の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、若しくは不相当と認めるときに、特別閲覧の承認をしないこと。
 - 2 第6条第1項の規定により、施設等の使用の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号若しくは第2号に該当するとき、施設等を必要と認める事業に使用するとき、その他使用を不相当と認めるときに、使用の承認をしないこと。
 - 3 第11条ただし書の規定により、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることについて承認をすること。
 - 4 第12条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号に該当するとき、使用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずること。
 - 5 第15条の規定により、同条各号に該当すると認めて、入館を禁じ、又は退館を命ずること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するときは、指定管理者は、使用の承認をしないことができる。

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
 - 2 安定的な経営基盤を有していること。
 - 3 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
 - 4 利用者のサービス向上を図ることができること。
 - 5 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準
- 3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(知事の調査及び指示)

第18条 知事は、館の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 2 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 3 第21条第1項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限り。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第2又は別表第3に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。))とあるのは「知事」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。))とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「知事が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2及び別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公表)

第20条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 1 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - 2 都民の平等な利用を確保すること。
 - 3 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 4 館の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - 5 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、別途知事が定める管理運営に関する基準を満たすこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 1 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 2 業務の実施に関する事項
 - 3 事業の実績報告に関する事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

(委 任)

第22条 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都写真美術館条例第7条から第9条まで及び第16条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の東京都写真美術館条例第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

単位	特別閲覧料
1点1回	340円

別表第2(第7条、第19条関係)

	区分	使用単位	利用料金
施設	地下1階展示室	全日	93,100円
	2階展示室	全日	79,690円
	3階展示室	全日	79,690円
	ホール	午前	17,520円
		午後	23,370円
		夜間	23,370円
		全日	58,430円
創作室	午前	6,030円	
	午後	8,040円	
	夜間	8,040円	
	全日	20,120円	
	ロビー、エントランスホール その他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	1平方メートル全日	160円
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回	2,500円
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回	5,000円
	電源設備	1キロワット1回	120円

- 備考
- 1 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までとする。
 - 2 附帯設備の使用単位の1回は、施設の使用単位の午前、午後又は夜間に対応するものとする。

別表第3(第7条、第19条関係)

区分	利用料金(観覧)(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	1,120円	890円
高齢者(65歳以上の者をいう。備考2において同じ。)及び生徒	560円	440円

- 備考
- 1 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。
 - 2 一般とは、高齢者及び生徒(前号ただし書に規定する者を含む。)以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。

● 東京都写真美術館条例施行規則

平成2年5月25日
規則第96号

東京都写真美術館条例施行規則を公布する。
○ 東京都写真美術館条例施行規則

(休館日)

- 第1条** 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- 1 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日)
 - 2 1月1日から同月4日まで
 - 3 12月28日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号。以下「条例」という。)第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(開館時間等)

- 第2条** 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(特別閲覧の申請)

- 第3条** 条例第4条第1項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(特別閲覧の承認)

- 第4条** 条例第4条第1項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。
- 2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。

(特別閲覧料の徴収)

- 第5条** 知事は、特別閲覧料を徴収するときは、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。
- 2 特別閲覧料の徴収については、指定管理者に委託することができる。

(使用の申請等)

- 第6条** 条例第6条第1項の規定により施設等を使用しようとする者は、使用申請書(別記第3号様式)を使用月の前6月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 条例別表第2に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。
- 1 事務室
 - 2 館長室
 - 3 収蔵庫
 - 4 機械室
 - 5 中央監視室
 - 6 書庫
 - 7 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

(使用の承認)

- 第7条** 前条第1項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。
- 2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない。

(利用料金の承認の申請)

- 第8条** 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

(利用料金の減免)

- 第9条** 条例第8条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。
- 1 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
 - 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
 - 3 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
 - 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
 - 5 高齢者(65歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第3水曜日に限る。) 免除
 - 6 都内に住所を有する者で18歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第3土曜日及び第3日曜日に限る)。 5割
 - 7 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等

- を使用するとき。 免除
- 8 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 5割
 - 9 官公署が施設等を使用するとき。 2割5分

(指定管理者の申請)

第10条 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 1 事業計画書
- 2 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するものの
- 4 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 6 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第11条 条例第17条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- 2 文化施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- 3 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(指定管理者に関する読替え)

第12条 条例第16条の規定により指定管理者が館の管理運営に関する業務を行う場合についての第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の館の管理運営に関する準用)

第13条 第9条の規定は、条例第19条第2項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委 任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化局長が定める。

附 則(平成17年規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則第1条第2項及び第3項、第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第6条第1項、第8条、第10条並びに別記第1号様式から第5号様式までの規定は、平成18年9月1日(同日前に東京都写真美術館条例の一部を改正する条例(平成17年東京都条例第27号)による改正後の東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

施設名	開館時間	入館時間
地下1階展示室 2階展示室 3階展示室	午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後8時まで	午前10時から午後5時30分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後7時30分まで
図書室 プリント スタディールーム	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時30分まで

備考 この表の規定は、地下1階展示室、2階展示室及び3階展示室にあっては収蔵展を開催する期間について適用する。

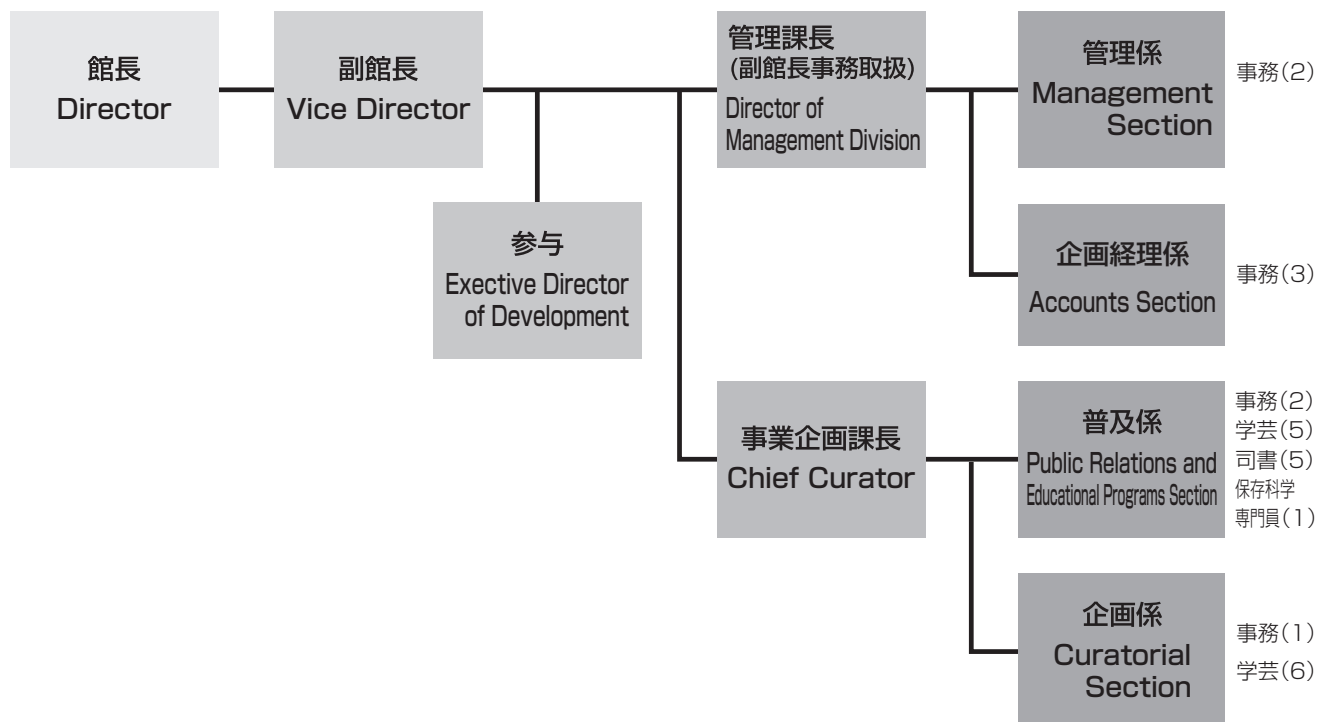
●開館の経緯

- 昭和61年11月—第二次東京都長期計画で「写真文化施設の設置」を発表
- 昭和62年9月—東京都映像文化施設設置委員会設置
- 昭和63年7月—東京都映像文化施設作品資料収集・評価委員会設置
- 平成元年2月—「東京都映像文化施設（仮称）基本構想」（設置企画委員会報告）を発表
- 平成元年8月—東京都写真美術館設置企画委員会、同作品資料収集・評価委員会設置
- 平成2年6月—東京都写真美術館条例施行。東京都写真美術館一次施設開館
- 平成3年8月—「東京都写真美術館基本計画」を発表。東京都写真美術館総合施設の建設工事着手
- 平成5年7月—東京都写真美術館総合施設開設準備委員会設置
- 平成6年8月—東京都写真美術館の建物竣工
- 平成7年1月21日—東京都写真美術館総合開館
- 平成13年—写真映像文化振興支援協議会設立
- 平成17年4月～10月—開館10周年コレクション展開催
- 平成22年—開館15周年
- 平成23年3月—総合開館以降の入館者が500万人達成
- 平成25年6月—総合開館以降の入館者が600万人達成
- 平成26年9月24日～—大規模改修工事のため全館休館
- 平成28年秋—リニューアル・オープン予定

[歴代館長]

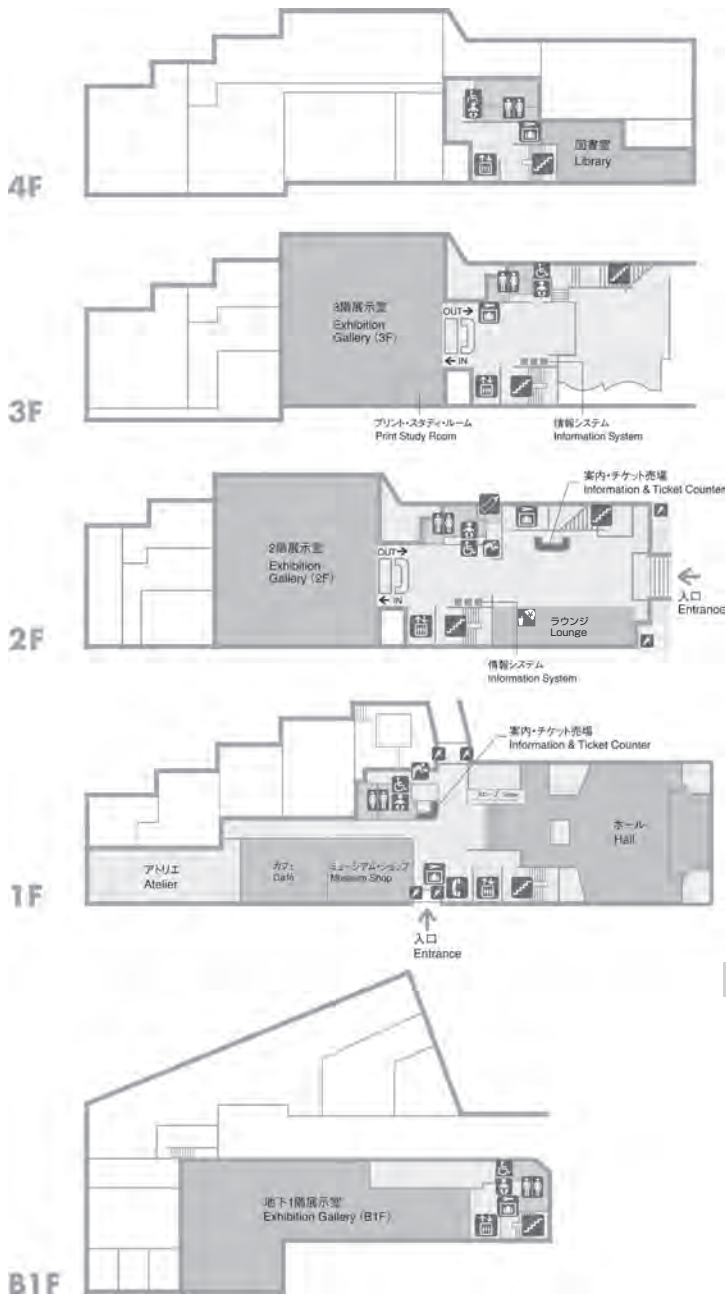
- 平成2年6月1日—初代館長に渡辺義雄就任（平成7年3月31日まで）
- 平成7年4月1日—第2代館長に三木多聞就任（平成12年3月31日まで）
- 平成12年4月1日—第3代館長に徳間康快就任（同年9月20日まで）
- 平成12年11月6日—第4代館長に福原義春就任（平成28年3月31日まで）
- 平成28年4月1日—第5代館長に伊東信一郎就任

●組織図



平成27年4月1日現在（ ）は、調整人員数

●平面図



※大規模改修工事前の平面図

●施設面積

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリントスタディールームも含む)	495
2階展示室	495
地下1階展示室	532
ホール	283
図書室	121
書庫	207
4階収蔵庫	170
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
ミュージアムショップ	87
1階カフェ	64
2階ラウンジ	10
総面積	7,500

●建物概要

外部

- 外壁. 大型陶板タイル 750口 乾式工法
花崗岩貼り (本磨き、ジェットバーナー仕上げ)
- 屋根. アスファルト防水 コンクリート押え
伸縮目地切り (一部陶器タイル貼り)
- 床. ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装
レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

内部 (エントランスホール)

- 天井. アルミパネル貼り
- 壁. 大理石貼り (本磨き、一部サンドブラスト仕上げ)
- 床. 花崗岩貼り (ウォータージェット仕上げ、一部本磨き)

内部 (展示室)

- 天井. 岩綿吸音板貼り
アクリルエマルジョン塗装 (一部直天)
- 壁. ゼオライトパネル貼り ガラスクロス貼り
アクリルエマルジョン塗装
- 床. タイルカーペット貼り

収蔵庫環境

- 収蔵庫、展示室に120カ所の温湿度計測システムを設置、
24時間自動管理。
- 収蔵棚-1・海外作家作品 (銀塩・顔料)
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-2・国内作家作品 (銀塩・顔料)
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-3・歴史的写真および古典写真 (染料)、カラー
写真、乾板
10±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-4・フィルム類
5±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-5・写真・映像関連機材
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-6・作家周辺資料
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-7・映像資料用フィルム類
20±1℃、RH50±5%

●設備概要

昇降機設備

- 1 荷物用エレベーター：1台
ロープ式：3t 内法：W3m×D4m×H3m
- 2 身障者用エレベーター：1台
ロープ式：24人乗り (1,600kg)
- 3 身障者用屋外型エスカレーター：1台
幅：1,200mm (踏段幅：1,004mm)

電気設備

- 1 受変電設備
受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz
変圧器容量：1,900KVA
契約電力：従量制
- 2 自家発電設備
始動方式：電気式
冷却方式：自己空冷式
燃料：特A重油1,950L
運転時間：7.3時間
- 3 蓄電池設備
キュービクル式直流電源装置容量：200AH/10HR
- 4 動力設備
- 5 電灯、コンセント、照明設備
- 6 一般放送、非常用放送設備
- 7 電話設備
- 8 インターホン設備
- 9 テレビ共同視聴設備
- 10 自動火災報知設備
- 11 ITV監視装置
- 12 防犯センサー装置
- 13 音響・映像装置
- 14 電飾案内表示

空調設備

- 1 中央監視方式 個室などは個別式
- 2 空気-水方式 冷媒方式
- 3 熱源
空冷ヒートポンプチラー
冷房：24.6USRt×2 (24時間空調対象系統)
ヒートポンプパッケージ型空調機：11機
全熱交換器ユニット：12機
地域冷暖房システムより供給：冷水1,990MJ/h、
78m³/h
蒸気1,975MJ/h、895kg/h

開館時間（平成26年9月24日から平成28年秋まで大規模改修工事のため休館中）

- 展示室－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）
チケット販売は閉館の30分前まで。
- 図書室－10:00-18:00
閲覧・コピー請求受付－10:00-11:30／13:00-17:30
（火・水のみ10:00-17:30）
- ホール－10:00-21:00（この間、複数回上映）
各上映によりスケジュールが変わります。
- カフェ－11:00-18:00
ラストオーダーは閉店の30分前まで。
- ミュージアム・ショップ
－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）
10:00-18:30（土）

休館日

- 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）
- 年末年始

観覧料

- 展覧会・上映会によって、料金が異なります。ホームページをご覧ください、インフォメーション・カウンター（チケット売場）でお問い合わせください。

特別観覧（プリントスタディールーム）

- 日時（予約制）：毎週木曜日 13:00～18:00
- 料金：作品等1点につき340円（観覧当日払い）

交通案内

- JR恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分
- 東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分
- 恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分（田87）

お問い合わせ

- HP：http://www.syabi.com



東京都写真美術館年報2015-16（平成27年度）

発行日：平成28年5月

編集：東京都写真美術館

製作・印刷：光写真印刷株式会社

発行：公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館
〒153-0062

東京都目黒区三田1-13-3

恵比寿ガーデンプレイス内

電話：03-3280-0099（代表）



東京都写真美術館